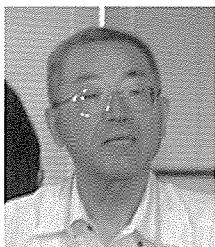


NEWS

電子マニフェスト操作体験セミナー・
個別導入相談会開催

6月7日(火)午前10時から、当協会3階会議室において、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター業務推進部主任 佐藤明子氏を講師としてお招きして、電子マニフェスト操作体験セミナー・個別導入相談会が、参加者17名(12社/内会員社8社)で開催されました。



開会挨拶をする
安藤専務理事

はじめに協会専務理事 安藤均氏より「マニフェスト制度は平成2年に行政指導という形で始まり、平成5年に廃棄物処理法の改正により法制化されました。当初は特別管理産業廃棄物のみ対象でしたが、平成10年

12月より全ての産業廃棄物に対して、マニフェストの交付が義務付けられ、併せて電子マニフェスト制度も導入されました。電子マニフェストを利用する場合、排出事業者、委託先の収集運搬業者、処分業者の3社が全て加入する必要があります。電子マニフェストを導入することによるメリットとして、事務処理の効率化を図る事ができ、データの透明性が確保され、法令の遵守を徹底することができます。また、排出事業者の処理責任を担保し、適正処理を確保する制度として、重要なものとなっています。電子マニフェストの利用割合は、平成27年5月から平成28年4月までの直近1年間では、電子化率が43%となっています。国においては平成28年度までに、50%まで拡大すると計画しています。更に優良産廃処理業者の認定制度の要件のひとつにもなっており、今後益々普及していくと考えております。本日の参加の皆様が適切な操作方法を十分に修得し今後の業務に活用され、産業廃棄物の適正処理にご協力頂くようお願いいたします。」と述べました。

操作体験セミナーは、(公財)日本産業廃棄物処



理振興センターの佐藤講師より、電子マニフェストの概要について説明がありました。

その後、講師のパソコン画面がスクリーンに映し出され、参加者は各自パソコンを使い、ブラウザ上からデモ用のIDとパスワードでJWNETにログイン

しました。操作は初期設定方法からはじまり、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の各業種ごとに基本設定の手順、各項目の意味の説明がありました。続いて業者名、廃棄物の種類、処理方法、処理量等の入力について各自が説明を受けながら入力しました。応用としてマニフェスト情報の修正・取消方法など、実際に起こりうる案件について細かく説明がありました。

参加者の年齢は幅広く、パソコン画面の操作で分からない時には、協会職員が個々に操作説明を行い、パソコン操作に不慣れであっても、電子マニフェストの手順に不安を感じない、分かりやすい体験セミナーでした。

午後からは個別導入相談会が開かれ、ASPで電子マニフェストを使っていたが、JWNETで直接行うにはどうしたらよいか等の個別質問に対して、相談会が行われました。



講師の(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 佐藤主任